

食安輸発0825第3号  
平成27年8月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成27年8月20日付け食安輸発0820第4号）により実施しているところです。

今般、生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオの検査について、検査強化期間における検査対象の取扱いを見直したため、上記通知の別添を下記のとおり改正し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」の別添「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」中、

「IV 病原微生物のモニタリング検査実施要領」中、IV-1 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオの検査 1 実施期間及び対象の

〔(4) 検査件数

上記1(1)の対象食品のうち、イ.(ア)及び(ウ)については、当該期間中は全ての輸入届出について、また、イ.(イ)については、当該期間中は輸入届出の30%について実施し、当該期間以外の期間は、上記1(2)の食品とともに、別表第1の水産加工食品「病原微生物」で定める項目別件数の範囲内で行う。

を

〔(4) 検査件数

上記1(1)の対象食品のうち、イ.(ア)及び(ウ)については、当該期間中は全ての輸入届出について、また、イ.(イ)については、当該期間中は輸入届出の30%について実施する。ただし、平成27年3月31日付け食安輸発0330第1号「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」の別表8に掲げる製造者を除く。

当該期間以外の期間は、上記1(2)の食品とともに、別表第1の水産加工食品「病原微生物」で定める項目別件数の範囲内で行う。